

議案第80号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第9項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の附則第9項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、長期譲渡所得の特別控除の規定を加えるとともに、介護保険料の延滞金の計算に用いる所要の字句の改正を行う要あるため提案する。